

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行に基づき、以下の通りマージン率を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入)

●ケービックス株式会社

○本社

派遣労働者の数	〒371-0855 群馬県前橋市問屋町1-3-1 154人
派遣先の数	64件
マージン率	33.6%
教育訓練に関する事項	マナー(接遇・対応)・PC
派遣料金の1人当たりの平均額	12,431円(8h/1日換算)
派遣社員の賃金の平均	8,253円(8h/1日換算)
福利厚生	健康診断

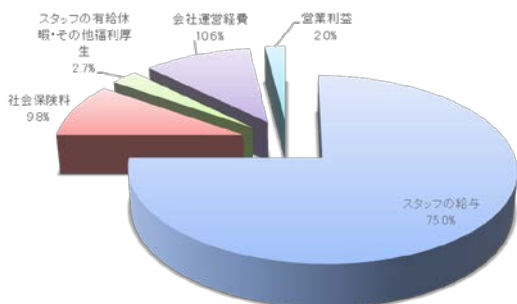
○東京事業部

派遣労働者の数	〒103-0027 東京都中央区日本橋1-7-9 ダヴィンチ日本橋179 8F 55人
派遣先の数	15件
マージン率	17.5%
教育訓練に関する事項	マナー(接遇・対応)・PC
派遣料金の1人当たりの平均額	15,895円(8h/1日換算)
派遣社員の賃金の平均	13,112円(8h/1日換算)
福利厚生	健康診断

○大阪事業部

派遣労働者の数	〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16 西梅田MIDビル6F 6人
派遣先の数	6件
マージン率	25.4%
教育訓練に関する事項	マナー(接遇・対応)・PC
派遣料金の1人当たりの平均額	11,040円(8h/1日換算)
派遣社員の賃金の平均	8,234円(8h/1日換算)
福利厚生	健康診断

マージン率について



一番多くを占めるのがスタッフの給与で、料金総額の約75%程度です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料合計が、約9.8%です。(注1)

また、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に、休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。(注2)

その他、会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・面接会場賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り2%程度が会社の営業利益となります。(注3)

なお、都合により、料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。

【注1】
所得税や社会保険料・労働保険料の個人負担分等については、派遣会社が派遣スタッフの皆様にかわって国や自治体に納付するため、それらを差し引いた金額を給与として支払います。

【注2】
その他福利厚生の中には、交通費・健康診断料・就業前研修費・ブラッシュアップ研修制度負担分などが含まれております。

【注3】
会社運営経費、営業利益については一部非表示にしています。